

**岡山市新庁舎周辺施設整備事業
落札者決定基準**

令和 7 年 10 月

岡 山 市

— 目次 —

第 1 本書の位置づけ	1
第 2 落札者決定の概要	1
1 落札者の決定方法	1
2 落札者決定の流れ	1
3 落札候補者選定の実施体制	1
第 3 審査の流れ	2
1 第一次審査（実績審査）	3
2 第二次審査（技術提案内容審査）	3
3 第三次審査（参加資格確認審査）	6
第 4 落札者の決定	7
1 落札者の決定	7
2 落札者を決定しない場合	7

第1 本書の位置づけ

岡山市新庁舎周辺施設整備事業落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、岡山市（以下「市」という。）が岡山市新庁舎周辺施設整備事業（以下「本事業」という。）の落札者を決定するにあたって、入札の参加を希望する者に公表する入札説明書等と一体のものである。

落札者決定基準は、落札者を決定するにあたって、最も総合評価点の高い者（以下「落札候補者」という。）を選定するための方法及び評価基準等を示すものである。

なお、本書にて定義する場合を除き、用語の定義は入札説明書による。

第2 落札者決定の概要

1 落札者の決定方法

本事業を実施する落札者の決定方法は、岡山市建設工事総合評価一般競争入札に関する要綱に定める岡山市建設工事総合評価一般競争入札（高度技術提案型）とし、公平性、競争性及び透明性の確保に配慮したうえで、各入札参加者からの本事業の実施に係る対価（以下「入札価格」という。）及び技術提案書の技術提案内容等を総合的に評価する。

2 落札者決定の流れ

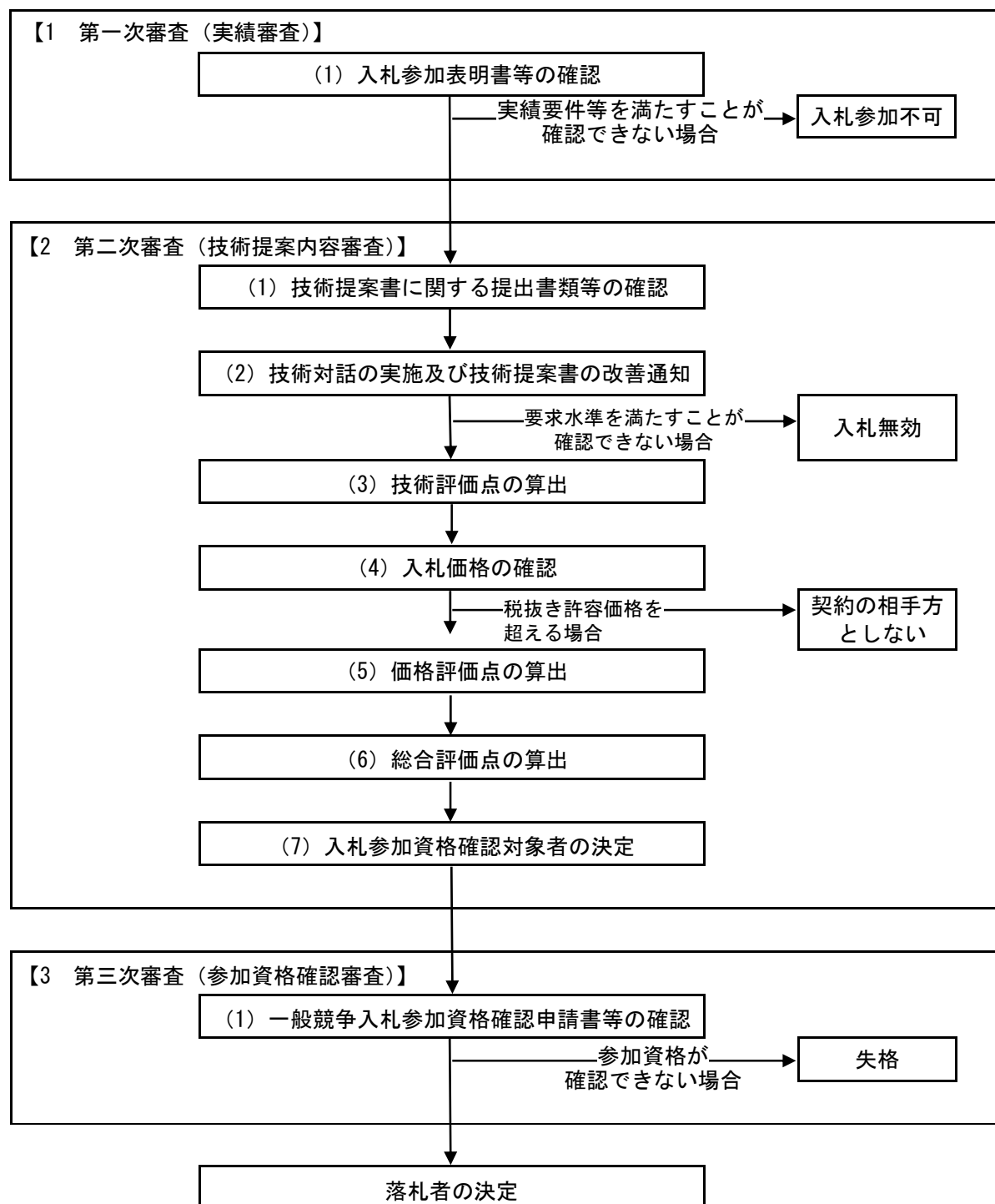
落札者の決定は、三段階の審査により実施し、第一次審査として実績審査、第二次審査として技術提案内容審査、第三次審査として参加資格確認審査を行う。なお、第三次審査は、第二次審査において決定された入札参加資格確認対象者にのみ実施するものとする。

3 落札候補者選定の実施体制

第二次審査にあたっては、「岡山市建設工事総合評価一般競争入札に関する要綱」第5条の規定に基づく技術評価委員会において実施する。

第3 審査の流れ

審査の流れは、次のとおりとする。



1 第一次審査（実績審査）

(1) 入札参加表明書等の確認

市は、入札説明書の「入札参加者の備えるべき参加資格要件」に規定した事項のうち、「実績」、「最新の経審」及び「本事業に係るアドバイザリー業務を委託している者及び当該アドバイザリー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がないか」について、入札参加表明書等に関する提出書類に基づき確認する。これらの事項が要件を満たすことが確認できない場合は、入札参加不可とする。

2 第二次審査（技術提案内容審査）

(1) 技術提案書に関する提出書類等の確認

市は、第一次審査で実績等の要件を満たすことが確認できた者から提出された技術提案書に関する提出書類、提案内容に関する提出書類及び図面集について、様式集に記載した書類がすべて揃っていることを確認する。

(2) 技術対話の実施及び技術提案書の改善通知

市は、技術提案書において、次の(ア)(イ)の確認を目的として、入札参加者と技術対話を実施する。技術対話の結果等を踏まえ、市は技術提案書の改善を改善通知により求める。

入札参加者は、改善通知の内容に従い技術提案書を改善し、改善技術提案書として市に提出する必要がある。

(ア) 要求水準を満足していること

(イ) 技術提案の実現性や安全性等

(3) 技術評価点の算出

技術評価委員会は、改善技術提案書の内容について、効果的かつ具体的であるかを審査する。技術評価点の算出については次のとおりとする。

- ① 審査に当たっては、各審査委員が具体的な評価項目ごとに以下の評価ランク（4段階）で評価し、採点する。
- ② 具体的な評価項目ごとに各審査委員が採点した点数の平均値を算出し、小数点第3位以下を切り捨てた点数を具体的な評価項目ごとの点数とする。
- ③ 具体的な評価項目ごとの点数の合計値を技術評価点とする。なお、技術評価点は700点満点とする。

評価ランク	判断基準	点数
A	要求水準書の記載を超える提案がなされており、その内容が特に優れている	当該項目の配点×1.00
B	要求水準書の記載を超える提案がなされており、その内容が優れている	当該項目の配点×0.75
C	要求水準書の記載を超える提案がなされており、その内容がやや優れている	当該項目の配点×0.50
D	要求水準書の記載を満たしている	当該項目の配点×0.25

改善技術提案内容審査の評価基準、採点の基準は、次のとおりとする。

評価項目	具体的な評価項目	点数		様式
I.周辺施設の性能・機能の早期発現に資する設計・施工技術	(1) 最近の建設業界の事情を踏まえ、設計・施工の各段階で発生する恐れのある資材の納入遅延や人手不足などの課題が俯瞰的に把握され、課題へ対応できているか。 (2) 要求される性能が的確に設計に反映されるよう、設計・施工業者が相互に協力し合い確実な工程管理計画が策定されているか。	40	40	5-1
II.新庁舎及び広場内建物の構造的な特徴を踏まえた総合的な設計・施工技術	(1) 広場内建物が新庁舎の増築であることを踏まえ、十分な耐震性・安全性や防水・止水対策を考慮した設計・施工計画か。	40	110	5-2
	(2) 電気設備や機械設備の新庁舎から周辺施設への増設（接続）や切替調整において、来庁者、新庁舎で働く職員の利便性を阻害しないような設計・施工計画となっているか。	30		
	(3) ・新庁舎との取り扱い条件や周辺施設への影響が考慮されており、合理的かつ具体的な山留め工法や既存山留の撤去が計画されているか。 ・軟弱地盤敷地における地下構造物の施工にあたり、建設段階も含め、騒音・振動・地盤沈下・粉塵等、利用者や周辺住民に対し十分に配慮された設計・施工計画か。	40		
III.市民・新庁舎で働く職員にとっての利便性や安全性等の確保	(1) 周辺施設と新庁舎の一体利用を想定し、両者の組合せにより魅力を向上させる施設計画か。	40	190	5-3
	(2) ユニバーサルデザインを導入し、全ての利用者にとって使い勝手がよく、安全に利用することが出来る施設の計画か。	20		
	(3) ・駐車場の台数が十分に計画され、かつ歩車分離や動線の設定等が安全に配慮された施設の計画か。 ・駐車場への入出庫時における渋滞対策が考慮されているか。 ・駐車場内の防犯対策等を考慮した施設の計画か。	30		
	(4) 工事車両の入退場及び仮設計画などは、以下を考慮した設計・施工計画か。 ① 施工中の安全な動線確保や騒音・振動対策をはじめとする来庁者や近隣住民、新庁舎で働く職員への安全・環境対策 ② 工事車両の入退場時の交通負荷や工事期間中の作業員の駐車場対策 ③ 施工期間を通じた仮設駐輪場の確保	30		
	(5) 工事中において、工事敷地内の一部を利用し、仮囲いの外を休憩スペースとして確保するなど市民利用につながる有効活用ができるか。	20		
	(6) ・周辺施設内の動線のみならず、新庁舎への動線は、利用者が分かりやすく安全性が確保された計	20		

評価項目	具体的な評価項目	点数		様式
	画か。 ・点字ブロック及びサインの計画が利用者にとって分かりやすく安全性に配慮された計画か。		30	
	(7) ・設計・施工の各段階において、施設完成後の維持管理・修繕におけるランニングコスト抑制を考慮しているか。 ・日常の運営やイベント等の貸出の可能性に留意しつつ、維持管理・修繕のメンテナンスが容易に実施できる計画か。			
IV.業務の実施体制や取組姿勢	(1) 品質確保に資する設計・施工体制や人員体制（バックアップ体制、人員確保等）が構築されているか。	40	90	5-4
	(2) 事業実施におけるリスクが明確に認識され、総合的なマネジメントがされているか。	30		
	(3) 事業期間中、近隣住民及び来庁者に対し、工事の進捗状況などを定期的に周知する計画となっているか。	20		
V.地域経済への貢献やSDGsへの配慮	(1) ・市内企業の参画促進等の取り組みがされているか。 ・県産の建材を活用するなど、地域経済の活性化に繋げるための取り組みがされているか。	30	40	5-5
	(2) SDGsの実現に向けて、建設業務期間における環境配慮の考え方や取り組みについて、工夫がされているか。	10		
VI.公園・広場のコンセプト実現やブランド力向上に向けた取り組み方針	(1) コンセプトである「緑でつながる憩いと賑わいの場」の実現に向け、以下を考慮した方針か。 ① 地域住民や市民、来街者など多様な利用者が思いの使い方や憩い方を実現できるインクルーシブな空間設計 ② 広場や公園等の施設全体でイベント利用や通常利用等が合理的かつ連携利用できる想定となっている。	40	70	5-6
	(2) 周辺施設や本事業のイメージ戦略に基づく市民向け情報発信や公園・広場の魅力向上などに寄与するためのブランディングの手法・取り組み姿勢を具体的に示しているか。	30		
VII.公園・広場のランドスケープ計画	(1) 市の景観をリードする施設として、周辺環境と調和し、対象エリアの特色を活かした魅力ある空間を創出する計画となっているか。	40	120	5-7
	(2) 利用者に永く親しまれる居心地の良い環境形成作用が働くとともに、利用と相まって成長し変化する将来を見据えた具体的かつ適切な緑化計画・空間計画か。	30		
	(3) 暑熱対策や四季の変化等、施設計画・管理手法等の工夫により魅力的かつ効率的な緑化計画・空間計画か。	30		
	(4) 親しみやすい空間とすることに加え、イベント実施時を想定した多目的な空間とするための優れた提案となっているか。	20		

評価項目	具体的な評価項目	点数		様式
VIII.公園・広場の照明計画・防犯計画	(1) 利用者の安全・安心及び周辺施設のセキュリティ確保と、利便性を両立する照明・防犯計画か。	20	40	5-8
	(2) 夜間であっても市民が気軽に立ち寄ることができる、安全に安心して利用できるような光環境であり、まちと調和した照明計画か。	20		

(4) 入札価格の確認

市は、入札参加者から提出された入札書の開札を行い、開札の結果、入札価格が税抜き許容価格以下であることの確認を行う。税抜き許容価格を超える入札価格を提示した入札参加者は契約の相手方としないため、総合評価点の算出を行わない。

(5) 価格評価点の算出

市は、税抜き許容価格以下の価格の入札書を提示した入札参加者について、次の計算式により価格評価点を算出する。なお得点は小数点第3位以下は切り捨てとする。

$$\text{価格評価点} = 300 \text{ 点} \times (\text{入札参加者中の最低入札価格} / \text{各入札参加者の入札価格})$$

(6) 総合評価点の算出

技術評価委員会は、技術評価点と価格評価点の合計値である総合評価点を算出する。

(7) 入札参加資格確認対象者の選定

技術評価委員会は、総合評価点の得点順に順位を決定し、順位の最も高い者を入札参加資格確認対象者として決定する。

なお、順位を決定する場合において、総合評価点が同一の者が2人以上あるときは、「岡山市建設工事総合評価一般競争入札に関する要綱」第12条第3項に基づき、入札価格の低い順に順位を決定し、入札価格も同一のときは、次の方法により順位を決定するものとする。

① 同価格で入札した者ごとに抽選器で1回抽選し、出た数の大きい順に0から番号を付す。抽選は入札執行者が行うものとし、抽選する順番は企業体名の50音順とする。この場合において、一度抽選された玉は抽選器には戻さない。

② 同価格の入札書に記載されているくじ用数字の合計を同価格で入札した者の数で除した余りの数と①により付された番号が一致した者を第1順位の入札参加資格確認対象者とし、他の者は①により付された番号の昇順に順位を付すものとする。この場合において、入札書にくじ用数字が記載されていないときは、当該数字を0とみなす。

3 第三次審査（参加資格確認審査）

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書等の確認

入札参加資格確認対象者に決定された者は、速やかに一般競争入札参加資格確認申請書等（以下「参加資格確認申請書等」という。）を市に提出する。

市は、入札参加資格確認対象者が、入札説明書の「入札参加者の備えるべき参加資格要件」に規定した事項を満たしているか否かについて、参加資格確認申請書等に基づき確認する。参加資格が確認できない場合は失格とする。

(2) 入札参加資格確認対象者の参加資格が確認できない場合の措置

入札参加資格確認対象者が参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、「岡山市建設工事総合評価一般競争入札に関する要綱」第 13 条第 1 項において準用する「岡山市建設工事郵便入札実施要綱」第 12 条第 2 項の規定に基づき、市は、第二次審査で決定した順位の上位から順次、入札参加資格を有する者が確認されるまで第三次審査を実施するものとする。

第4 落札者の決定

1 落札者の決定

市は、第三次審査において、入札参加資格を有することが確認できた場合は、落札者として決定する。ただし、本入札において、低入札価格調査実施要綱に規定する低入札価格調査を実施する場合においては、入札参加資格確認対象者を低入札価格調査実施要綱第 7 条の 2 第 1 項に規定する最低価格入札者としてみなし、落札者の決定については、低入札価格調査実施要綱に規定するところによる。落札者を決定した場合は、一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者に対して、入札参加資格確認結果を通知するとともに、速やかに公表する。

2 落札者を決定しない場合

入札参加者がいない、技術提案内容が要求水準等を満たす入札参加者がいない、入札参加資格を満たす入札参加者がいない等の理由により、本事業を実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を決定せず、この旨を市のホームページ等で速やかに公表する。